松本広域消防局からのお知らせ

「今まで大丈夫だったから」が一番危ない

気象状況に応じた屋外での火の使用に係るルール

・近年の松本地域は、冬から春先にかけての降雪・降雨量が減少傾向にあり、乾燥した状態が長引く状況にあります。これに伴い、松本広域消防局では令和8年1月１日から新たな注意喚起（林野火災注意報）を行っています。

林野火災注意報

松本広域連合火災予防条例第29条の８

＜努力義務＞

火災の危険性が高まっているため、火の使用の制限に従うよう努める（罰則なし）

① 前3日間の雨が1mm以下＋前30日間の雨が30mm以下
② 前3日間の雨が1mm以下＋「乾燥注意報」が発令中

火災警報

消防法第22条

＜強い制限（罰則あり）＞

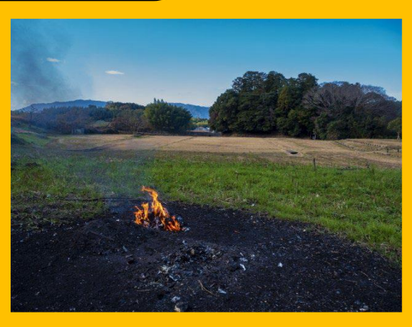
火災の危険が極めて高く、消防法に基づき火の使用が厳しく制限される

①・②どちらかの条件が発令の判断基準になります。

① 実効湿度60%以下・最小湿度40%以下＋最大風速７ｍ／ｓを超える見込みのとき
② 平均風速10m／ｓ以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき

火の取扱い制限に該当する行為の例











屋外での火の使用の制限に従うよう努めなければならない【努力義務】

屋外での火の取扱いをしないこと

【30万円以下の罰金または拘留の可能性】

実効湿度と風の恐怖

実効湿度が**60%以下**になると、火種が落ちた瞬間に草木が激しく燃え上がることがあります。

さらに、**風速７ｍ／ｓ**（小枝が激しく揺れる強さ）の風が加わると、火の粉が横へ猛スピードで飛び散り人間の手による初期消火は**不可能な速さ**で山林や周囲の住宅へと**延焼拡大**することがあります。

よくあるご質問（Q＆A）

Q．地域の伝統行事である「三九郎」は『例外』ですよね？
消防署に届出し、当日は消防団も立ち会うのだから例外ですよね？

A．いいえ、例外ではありません。

「伝統行事だから」「届出したから」「消防団がいるから」火災が発生しないわけではありません。注意報・警報発令時は、危険な気象状況なので実施しないでください。

・届出 ＝「許可」ではありません！

届出は、煙を見た住民からの119番通報により消防車が誤って緊急出動することを防ぐための「事前連絡」に過ぎません。

火をつける行為を消防が許可したわけではありません。

・消防団が許可するわけではありません！

万が一、火が周囲に燃え移ったとき、大火災になることを防ぐ「消火隊」として待機しているものです。

・三九郎は、予備日（順延日）を設けましょう！

・長年親しまれてきた地域の伝統行事「三九郎」を次世代へ継承するため「昔の経験」による油断を捨て、正しく行いましょう。

Q．林野火災注意報や火災警報が出ているのに、火の取扱い制限に従わなかったらどうなるの？

A．注意報発令時であっても、屋外で火を取扱い、火災を起こせば**多額の損害賠償請求**の対象になることが考えられます。

○林野火災注意報のとき

屋外で火を取扱い、火災を引き起こした場合、法律上「重過失（重大な過失）」と認定される可能性があります。重過失の場合、失火法による免責は受けられず、損害賠償責任を負うことがあります。

●火災警報のとき

火災を起こしたかどうかにかかわらず、違反行為（屋外での火の取扱い）自体が「罰則」の適用対象となる可能性があります。

【罰則】３０万円以下の罰金または拘留

Q．林野火災注意報や火災警報は、どうすれば分かりますか？

A .リアルタイムの状況は「松本広域消防局のホームページ」をチェックしてください。

こちらから発令状況をチェック！

松本広域消防局
ホームページ

インターネットを使わない方へ

発令を知るには、

①管轄の消防署所にのぼり旗が掲げられています。

②消防車両による巡回広報で直接地域にお知らせしています。

③お近くの消防署所にお問い合わせください。

④届出をされている方には、消防署・出張所から連絡します。



Q．自分の土地で行う、畔焼き・たき火なら、注意報が出ていても少し燃やすくらいなら大丈夫ですよね？

A. **自分は大丈夫**という油断が、毎年多くの火災を引き起こしています。農業に伴うやむを得ない焼却でも林野火災注意報・火災警報が発令されている時は、

実施しないでください。

また、林野火災注意報が発令されていなくても、強風注意報 発令時（平均風速13m／s ※見込み含む）は、離れた場所に火の粉が飛び、火災となる危険がありますので**実施しないで** ください。

気象庁
ホームページ

こちらから松本地域の気象状況をチェック！



【緊急時は１１９】
お問い合わせ・届出先：松本広域消防局 または お近くの消防署へ
（電話：0263-25-1599　Mail：shobo_yobo@m-kouiki.or.jp）